

韓国の両性平等基本法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 背景及び経緯

- 1 女性発展基本法の制定
- 2 ジェンダー主流化
- 3 女性発展基本法の全面改正

II 全面改正の概要

- 1 定義及び他の法律との関係
- 2 基本計画、委員会等
- 3 両性平等政策

おわりに

翻訳：両性平等基本法

はじめに

韓国が本格的に女性政策に取り組みはじめたのは、1980年代に入ってからであり⁽¹⁾、韓国で公式に「女性政策」という用語が使われたのは、1983年に政府の女性政策審議委員会⁽²⁾が発足した後とされる⁽³⁾。同年、政府系研究機関である韓国女性開発院⁽⁴⁾（現韓国女性政策研究院）も設立された。この時期に女性政策が進展した背景として、①国連の「国際婦人年」（1975年）、「女子差別撤廃条約」の採択（1979年）等の国際的動向、②韓国の民主化の進展に伴う女性運動の拡大という国内動向の二つの要因が指摘されている⁽⁵⁾。

1990年代に入ると、女性運動団体により女性関連法の整備を求める運動が活発に展開された⁽⁶⁾。それに呼応して政権側も女性政策を積極的に推進⁽⁷⁾したことにより、女性関連法制が整備されていった。「女性政策が、法的根拠に立脚して体系的に執行され始めたことこそが、1990年代の女性政策における最も大きな意義だと言うべきであろう」⁽⁸⁾とも評さ

(1) 金在仁「韓国における女性政策の現局面—女性発展基本法および放課後児童指導制度を中心に—」『ジェンダー研究』1号, 1998.3, p.49.

(2) 女性政策の審議・調整のために国務総理の所轄の下に設置された委員会。同上, p.62.

(3) 梁京姫「韓国における女性政策の展開—女性をめぐる問題解決からジェンダー政策へ—」『経済学雑誌』105(3), 2004.12, p.89. <http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/infolib/user_contents/kiyo/DB00011467.pdf> 以下、インターネット情報は2015年2月27日現在である。

(4) 女性問題の調査研究、女性に対する教育・訓練等を行う専門機関。金 前掲注(1), p.62.

(5) 梁 前掲注(3)

(6) 1990年代は韓国女性団体連合（1987年2月結成）主導の運動が活発に展開された時期であり、同連合は法整備を求める運動に最も力を入れた。山下英愛「韓国における女性運動の現状と課題」『東西南北：和光大学総合文化研究所年報』2007, pp.36-37. <https://www.wako.ac.jp/_static/page/university/images/_tz0706.37f3fa566e90f8093651f9ddfa2aebae.pdf>

(7) 上からの改革が推進された要因として、改革、民主化の進展を掲げる政権が誕生したことに加え、政権基盤の安定や女性票を獲得する目的があったことが指摘されている。春木育美「90年代以降の韓国における女性政策の展開とその背景」『女性学研究』11号, 2004.3, pp.82-85. <<http://repository.osakafu-u.ac.jp/dspace/bitstream/10466/10090/1/KJ00005511313.pdf>>

(8) 黄晶美「韓国女性政策の展開過程—「発展」と「民主化」のあいだで—」『東亜経済研究』61(4), 2003.1, p.479. <<http://petit.lib.yamaguchi-u.ac.jp/G0000006y2j2/metadata/C040061000406>>

れている。

1995年12月に制定された女性発展基本法⁽⁹⁾は、この時期に制定された代表的な法律の一つである。制定以降、数多くの改正を重ねながら、約20年にわたって女性政策の基本法としての地位を維持してきたが、2014年5月、両性平等基本法⁽¹⁰⁾へと全面改正された。本稿では、全面改正の背景や経緯、全面改正後の両性平等基本法の概要を紹介し、末尾に両性平等基本法の全訳を付す。

I 背景及び経緯

1 女性発展基本法の制定

1995年9月に北京で第4回世界女性会議が開催されたことを契機として、同年10月、政府の世界化推進委員会⁽¹¹⁾は、女性発展基本法の制定を含む「女性の社会参画拡大のための10大課題」を策定した⁽¹²⁾。政府と与党を中心に急ピッチで基本法の法制化が進められ⁽¹³⁾、同年12月、女性発展基本法が制定された⁽¹⁴⁾。同法の制定により、それまで散発的に行われていた女性関連政策が、はじめて「女性政策」として整理され、基本的な方向性が示されるとともに、推進体制が整備された⁽¹⁵⁾。

制定時の女性発展基本法は全6章（本則36か条及び附則3か条）から成り、①女性の参画が著しく不十分な⁽¹⁶⁾分野における合理的な範囲での暫定的優遇措置（第6条）、②政府による5年ごとの女性政策基本計画の策定（第7条）、③中央行政機関（以下「各省庁」という。）の長等による年度別施行計画の策定及び実施（第8条）、④政府による女性関連問題に関する調査の実施（第13条）、⑤女性週間の指定（第14条）、⑥政策決定過程への女性参画の拡大（第15条）、⑦公職への女性参画の拡大（第16条）、⑧女性発展基金の設置（第29条）等が規定された⁽¹⁷⁾。

女性発展基本法は2014年5月に全面改正されるまでに計16回改正された⁽¹⁸⁾。他の法律の改正に伴う改正が多くを占めるが、2002年には重要な改正が行われている⁽¹⁹⁾。2002年の改正では、①「暫定的優遇措置」から「積極的措置」への改正を通じたポジティブ・アクション

(9) 「여성발전기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BO N&LAW_ID=A0168&PROM_DT=19951230&PROM_NO=05136>

(10) 「양성평등기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_B ON&LAW_ID=A0168&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844>

(11) 1994年に國務總理の所轄の下に設置された政策諮問機関。

(12) 10大課題の概要については黄 前掲注(8), p.484.を参照。

(13) 李芝英「韓国における女性政策のパラダイムの変化」『論叢現代文化・公共政策』vol.5, 2007.3, pp.155-156.

<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=7531&item_no=1&page_id=13&block_id=83>

(14) 女性発展基本法が急いで制定された背景に、1996年4月の第15代国会議員総選挙における女性票獲得の思惑があったことも指摘されている。春木 前掲注(7), pp.84-85.

(15) 박선영 「『여성발전기본법』에 대한 입법평가」 2009.2, p.25.

<http://www.kwdi.re.kr/seminarView.kw?sgrp=S01&siteCmsCd=CM0001&topCmsCd=CM0003&cmsCd=CM0023&pnum=3&cnum=0&src=T_CONT&srcTemp=%EC%97%AC%EC%84%B1%EB%B0%9C%EC%A0%84%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95&ntNo=257&currPg=1>

(16) 韓国語の原文では「不振な」である。

(17) 同法の概要は次の資料を参照。金淑子「女性発展基本法解説 및 比較法的研究」『女性・家族生活研究論叢』2輯, pp.5-20; 白井京「韓国の女性関連法制—男女平等の実現に向けて—」『外国の立法』No.226, 2005.11, pp.107-109.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000387_po_022605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(18) 차인순 「여성발전기본법」, 입법성과와 한계」 2014.7.5, pp.5-6. <<http://www.kwdi.re.kr/seminarView.kw?jsessionid=1Qkoy4Fn4C11V7EstNaE4gzK8Guo86sdenao9UVyaXk00dKyS1xtBL115iT8mnTc?sgrp=S01&siteCmsCd=CM0001&topCmsCd=CM0003&cmsCd=CM0023&pnum=3&cnum=0&ntNo=421&src=&srcTemp=&currPg=1>>

(19) 白井 前掲注(17), pp.108-109.

ンの強化（第6条）、②国及び地方公共団体に対し、所管する政策の策定・執行過程において、当該政策が女性の権益、社会参画等に及ぼす影響をあらかじめ分析・評価すること（性別影響分析評価）を義務付ける条項の新設（第10条）、③省庁間の政策調整等を行う「女性政策調整会議」（国務総理所轄）の新設（第11条）及び各省庁への「女性政策責任官」の新設（第12条）等が行われた⁽²⁰⁾。

2 ジェンダー主流化

1990年代以降、女性政策に、「ジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）」という新しい潮流が起こった。ジェンダー主流化とは、「あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」⁽²¹⁾を指す。第4回世界女性会議で採択された行動綱領にもジェンダー主流化が取り入れられ、各国に広がった⁽²²⁾。

韓国においても2000年代以降、ジェンダー主流化に基づいた政策が具体化していった。その一つの契機が、2001年に女性政策を所管する官庁として女性部⁽²³⁾（部は省に相当）が新設されたことである⁽²⁴⁾。女性部は2002年に策定した「第2次女性政策基本計画」⁽²⁵⁾において、政策推進戦略の一つとしてジェンダー主流化を導入することを明確に打ち出した。また、2000年代以降、ジェンダー主流化に関する法整備も進められた⁽²⁶⁾。前述の2002年の女性発展基本法の改正もその一環である。同改正により、性別影響分析評価の根拠規定（第10条）が新設されて以降、韓国におけるジェンダー主流化が政策として具体化され始めた⁽²⁷⁾。

3 女性発展基本法の全面改正

女性政策におけるジェンダー主流化の拡大に伴い、女性発展基本法を全面改正するべきであるとの声が高まってきた⁽²⁸⁾。①女性政策のパラダイムが、国際的にも国内的にもジェンダー主流化へと変化しているにもかかわらず、女性発展基本法にはそれが十分に反映されておらず、ジェンダー主流化の定義もないこと、②他の法律との関係に関する規定がな

(20) 「여성발전기본법중개정법률안 (대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=022431〉

(21) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画関係用語（平成24年8月更新）」〈http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html〉ジェンダー主流化は、当該政策等がジェンダー間にどのように異なる影響を与えるのかというジェンダーの視点を取り入れることに特徴がある。身近な例では、大規模集客施設において、男女の特性の違い等を考慮して、女子トイレを男子トイレより多く設置すること等が挙げられる。その他の具体例については、以下の資料を参照。外務省平成25年度NGO研究会「ジェンダーとNGO」編『ジェンダーハンドブック』2014.3. 〈<http://www.careintjp.org/img/genderhandbook140926.pdf>〉

(22) 김엘림ほか「여성발전기본법의 효과 및 발전방향」2004.12.23, p.154. 〈http://gfwri.kr/2005home/program/notice/include/data_download.php?db=notice_tb&url=./data&idx=99〉

(23) 女性部はその後の省庁再編により、女性家族部（2005年）、女性部（2008年）と変遷し、2010年から再び女性家族部となっている。

(24) 女性部の設置は、「1990年代を通じてずっと進められてきた女性政策の量的、質的变化が定着し、新たなジェンダー主流化パラダイムに立脚した政策の制度化であるという点で大きな意味がある」といわれる。黄 前掲注(8), p.487. なお、女性部の設置は2000年4月の国会議員総選挙を控えた同年1月に発表されており、女性発展基本法の制定と同様に女性票を意識していたことが指摘されている。春木 前掲注(7), pp.84-85.

(25) 여성부 「2003～2007 제2차 여성정책기본계획」 2002.12, pp.29-30.

(26) 金善旭・蘇恩瑩「第1章 韓国におけるジェンダー平等立法と展望」辻村みよこ・スティール若希編著『アジアにおけるジェンダー平等—政策と政治参画—』東北大学出版会, 2012, pp.36-39.

(27) 김선옥ほか「성 주류화의 기반강화를 위한 법률체계 구축방안」2008.12.31, p.10. 〈<http://www.kwdi.re.kr/reportView.kw?sgrp=S01&siteCmsCd=CM0001&topCmsCd=CM0002&cmsCd=CM0004&pnum=1&cnum=0&ntNo=591>〉なお、2011年には新たに性別影響分析評価法が制定された。

(28) 女性発展基本法の全面改正を求める議論は、公式的には2004年に女性部及び韓国女性開発院から刊行された研究報告書から始まったとされる。차 前掲注(18), p.13. 김 前掲注(22)は当該研究報告書の一つである。

いこと、③女性政策の推進体制において女性部と地方公共団体の政策連携が不十分であること等が理由として挙げられている⁽²⁹⁾。

女性発展基本法の全面改正に向けた動きは、2000年代後半以降活発となった。女性部は2008年3月の大統領への業務報告において、同法の「両性平等基本法」への改正を推進することを明らかにし⁽³⁰⁾、同年12月に策定した「2008～2012第3次女性政策基本計画(修正版)」においても、推進計画の中に同法の全面改正を盛り込んだ⁽³¹⁾。また、国会においても2009年1月、国会女性委員会が同法の全面改正のための委員会案を準備することを決定し、試案も作成した⁽³²⁾。しかし、省庁再編(女性部の女性家族部への再編)が議論されていた時期と重なり、同法の全面改正の議論が先送りされたため⁽³³⁾、結局、委員会案提出には至らなかった。また、翌2010年6月に野党民主党的申楽均(シン・ナクキュン)議員が、同年10月には政府が、それぞれ同法の全面改正案⁽³⁴⁾を国会に提出したが、これらも第18代国会(2008年5月～2012年5月)の終了とともに廃案となった。

全面改正の動きは第19代国会(2012年5月～2016年5月)においても継続し、2013年12月に与党セヌリ党の辛瓊林(シン・キョンリム)議員が、2014年1月には野党新政治民主連合の金相姫(キム・サンヒ)議員が、それぞれ女性発展基本法の全面改正案を国会に提出した⁽³⁵⁾。両法案について、国会審議の過程では、①法律の題名を「両性平等基本法」、「性平等基本法」のどちらにするのか、②新設される両性平等委員会の所轄を大統領、国務総理のどちらにするのかで意見の相違が見られたが、他はおおむね類似した内容であった。最終的に法律の題名を「両性平等基本法」、両性平等委員会の所轄を国務総理とすることで合意し、両法案を統合した委員会案が2014年5月2日に本会議で可決された⁽³⁶⁾。両性平等基本法は同月28日に公布され、2015年7月1日に施行される。

II 全面改正の概要

女性発展基本法から全面改正された両性平等基本法は、第1章:総則(第1条～第6条)、第2章:両性平等政策基本計画及び推進体制(第7条～第13条)、第3章:両性平等政策の基本施策(第14条～第41条)、第4章:両性平等基金(第42条～第44条)、第5章:両性平等政策の関連機関、関連施設及び関連団体等の支援(第45条～第51条)、第6章:補則(第52条～第53条)及び附則から成る。

両性平等基本法では両性平等の実現を目的とし(第1条)、基本理念においても、女性

(29) 김 前掲注(22), pp.165-167. 女性発展基本法の問題点に関する専門家を対象としたアンケート調査については, 박 前掲注(15), pp.35-45. を参照。

(30) 여성부 「미래를 여는 여성, 함께하는 평등 사회 (여성분야 국정과제 실천계획)」 2008.3.22, p.8. http://www.mogef.go.kr/korea/view/intro/intro04_03a.jsp?func=view¤tPage=0&key_type=&key=&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=1430

(31) 여성부 「2008～2012 제3차 여성정책기본계획수정 (판)」 2008.12, p.118. <http://www.mogef.go.kr/files/directDownload/The3ndMasterplan.pdf>

(32) 全面改正に関する国会の動きについては, 차 前掲注(18), pp.13-15. を参照。

(33) 国会事務処 「第284回国会(定期会)女性委員会会議録第7号」 2009.11.30, pp.6-10. http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=038995

(34) 「여성발전기본법 전부개정법률안」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N1X0S0L6Z2T3B1R3N3V9K3A1B8S9T1; 「여성발전기본법 전부개정법률안」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_R1S0E1H1K0X9S1L7C3G7Q2O6V5K5S5

(35) 「여성발전기본법 전부개정법률안」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_D1S3S1A2F0V4E1T8J0W9Y2J6C0H3Q1; 「여성발전기본법 전부개정법률안」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1Z4R0B1U1K0S1E7U5O3F4U1H1V7X3

(36) 「여성발전기본법 전부개정법률안 (대안)」 http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1V4P0V4M2V5R1K8C5Z2D0Z4M8K7U4

発展基本法では明文化されていなかった実質的な両性平等社会の実現を掲げている（第2条）。全面改正の概要は次のとおりである⁽³⁷⁾（主な改正項目の比較については表を参照）。

1 定義及び他の法律との関係

両性平等基本法に「両性平等」の定義を新設し、「性別による差別、偏見、侮辱及び暴力がなく、人権を同等に保障され、あらゆる領域に同等に参画し待遇を受けること」と定義した。また、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の定義において、「雇用上の不利益」を「不利益」に改めるとともに、利益供与の意思表示を行う行為も追加され、性的嫌がらせの範囲が拡大した（第3条）。

併せて、これまで女性発展基本法の問題点として指摘されてきた、他の法律との関係が不明確な点についても関連条項が新設され、両性平等に関する他の法律を制定し、又は改正するときは、この法律の目的及び基本理念に合致するようにしなければならないことが明記された（第6条）。

2 基本計画、委員会等

女性発展基本法における「女性政策基本計画」、「女性政策調整会議」、「女性政策責任官」等が、両性平等基本法ではそれぞれ「両性平等政策基本計画」（第7条）、「両性平等委員会」（第11条）、「両性平等政策責任官」（第13条）等に置き換えられ、機能が強化された。

両性平等政策基本計画は、女性家族部長官（以下「長官」という。）が5年ごとに策定する両性平等政策の基本計画であり、各省庁の長及び広域自治体の長は、基本計画に基づき年度別の施行計画を策定・実施しなければならない（第8条）。両性平等基本法では、長官が施行計画の点検、評価等を行う内容が追加されたほか、長官に対し、基本計画策定等のため、5年ごとに両性平等に関する実態調査を行うことが義務付けられた（第10条）。

両性平等委員会は、両性平等政策に関する重要事項を審議・調整する国務総理所轄の委員会であり、委員長に国務総理、副委員長に長官が充てられる。両性平等基本法では、基本計画及び施行計画に関する事項等のほか、新たに、①ジェンダー主流化に関する事項、②国家性平等指数に関する事項、③国連女子差別撤廃条約等の韓国が締結した女性関連条約の履行状況の点検も審議・調整対象に含められた（第11条）。

両性平等政策責任官は、両性平等政策を効率的に策定・実施するため、各省庁の長及び広域自治体の長が当該機関の所属公務員の中から指定する者を指す（第13条）。全面改正前の女性政策責任官は各省庁にのみ置かれていたが、全面改正により広域自治体にまで拡大された。

3 両性平等政策

両性平等基本法の第3章「両性平等政策の基本施策」には、今後の両性平等政策の基準となる様々な規定が置かれている⁽³⁸⁾。女性発展基本法にも第3章「女性政策の基本施策」

(37) 全面改正の概要については法律の条文のほか、以下の資料を参照。박선영 「양성평등기본법의 입법 의의와 내용과 과제」 2014.7.5, pp.21-53. <<http://www.kwdi.re.kr/seminarView.kw?jsessionId=1Qkoy4Fn4C1IIV7EstNaE4gzK8Guo86sdenao9UVyaXk00dKyS1xtBL115iT8mnTc?sgrp=S01&siteCmsCd=CM0001&topCmsCd=CM0003&cmsCd=CM0023&pnum=3&cnum=0&ntNo=421&src=&srcTemp=&currPg=1>>; 차인순 「『양성평등기본법』, 개정의 의미와 주요 내용」 『젠더리뷰』 33호, 2014, pp.56-64. <<http://www.kwdi.re.kr/module/downloadSubFile.kw?jsessionId=Vm1bG8o1aMf0z171RaJwQRhtYbd1xyzrC2lrajYTartwFIT5qexq1NP5KiBAMMHe?sgrp=S01&siteCmsCd=CM0001&topCmsCd=CM0002&cmsCd=CM0010&pnum=6&cnum=2&volumeSel=%EC%A0%9C33%ED%98%B8&x=18&y=10&ntNo=39&stNo=2&fno=1>>

(38) 박 同上, p.43.

が定められていたが、全面改正により内容が大幅に改められた。

両性平等基本法では、ジェンダー主流化に関する条項が新設され、国及び地方公共団体に対し、ジェンダー主流化措置をとることが義務付けられた（第14条）。併せて、国及び地方公共団体に対し、ジェンダー主流化措置を実現するための諸施策（性別影響分析評価⁽³⁹⁾、ジェンダー予算⁽⁴⁰⁾、ジェンダー統計⁽⁴¹⁾及びジェンダー教育⁽⁴²⁾）を義務付ける規定が置かれた（第15条～第18条）。これらの諸規定は、これまで法的根拠が複数の法律に分散していた施策を、両性平等基本法の中に体系的に位置付け整備したものである⁽⁴³⁾。長官に対し国家性平等指標の開発・普及及びそれに基づいた国家性平等指数の調査・公表を義務付ける規定も新設された（第19条）。

また、ポジティブ・アクションの対象についても、「差別により」の文言を追加するとともに、女性のみを対象とするような表現を改めた（第20条）。

おわりに

両性平等基本法への全面改正により、ジェンダー主流化に基づいた実質的な両性平等の実現という方向性が、より明確となった。長官は、今回の全面改正を肯定的に評価するとともに、「今後、両性平等政策の主務官庁として、この法の立法趣旨を生かし、両性平等参画及び両性平等文化拡大策をより積極的に推進することはもちろん、脆弱な女性の人権・福祉に対しても持続的な関心を持って支援する」ことを明らかにした⁽⁴⁴⁾。

また、最近、ジェンダー主流化に関連して性別影響分析評価とジェンダー予算の連携強化等を目的とした関連法改正も行われた。2015年2月3日、性別影響分析評価法が改正され、①これまで中央政府にしか設置されていなかった性別影響分析評価委員会を全ての地方公共団体にも設置する、②性別影響分析評価の結果をジェンダー予算に反映させることを義務化（改正前は努力義務）する等の改正が行われた（2015年8月4日施行）⁽⁴⁵⁾。

このように、ジェンダー主流化に基づいた政策転換が進められる一方で、近年の女性政策をめぐるのは、①男性にのみ課される兵役義務を中心とした男性の逆差別感情、②法的に未整備な性的少数者（セクシャル・マイノリティ）の権利問題の台頭も指摘されている⁽⁴⁶⁾。

（ふじわら なつと）

(39) 制定・改正を推進する法令、性平等に重大な影響を及ぼし得る計画及び事業等が性平等に及ぼす影響を分析・評価すること（第15条）。

(40) 予算が女性及び男性に及ぼす影響を分析し、国及び地方公共団体の財政運用に反映させること（第16条）。

(41) 性別の状況及び特性がわかるよう性別に区分した統計（第17条）。

(42) 社会のあらゆる領域において、法令、政策、慣習、各種制度等が、女性及び男性に及ぼす影響を認識する能力を高める教育（第18条）。

(43) 차 前掲注(37), p.60. なお、ジェンダー予算、ジェンダー統計及びジェンダー教育は、韓国語の原文ではそれぞれ「性認知予算」、「性認知統計」及び「性認知教育」であり、「性認知」という語が含まれている。「性認知」という語は、「gender」、「gender sensitive」及び「gender responsive」のいずれの訳語としても用いられることがある。本稿では内閣府男女共同参画局 前掲注(21)にならい、「認知」を含めずに訳出した。

(44) 여성가족부 「19년만에 「여성발전기본법」 전면개정, 「양성평등 기본법」으로」 2014.5.2, p.4. (http://www.mogef.go.kr/korea/view/news/news03_01.jsp?func=view¤tPage=22&key_type=&key=&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=694314)

(45) 「성별영향분석평가법 일부개정법률안 (대안)」 (http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_L1R4U1T2U0P4I1U7W2Z1W5I5H7T8J1)

(46) 차 前掲注(18), pp.15-16.

表 主な改正項目の比較（条文番号は両性平等基本法の条文番号）

条	改正項目	全面改正前	全面改正後
	法律の題名	女性発展基本法	両性平等基本法
1	目的	男女平等促進、女性発展	両性平等の実現
2	理念	男女共同参画、責任分担	実質的両性平等社会の実現
3	定義	①女性政策②女性団体③女性関連施設④性的嫌がらせ⑤使用者	①両性平等（新設）②性的嫌がらせ（範囲拡大）③使用者
6	他の法律との関係	規定なし	新設
7	基本計画	女性政策基本計画	両性平等政策基本計画
10	政策に関する調査	基礎調査及び世論調査	両性平等実態調査
11	審議・調整委員会	女性政策調整会議	両性平等委員会（審議・調整対象に①ジェンダー主流化②国家性平等指数③国際条約履行状況を追加）
13	各機関の担当者	女性政策責任官（各省庁に設置）	両性平等政策責任官（各省庁及び広域自治体に設置）
14	ジェンダー主流化	規定なし	新設
19	国家性平等指数	規定なし	新設
20	ポジティブ・アクション	女性の参画が著しく不十分な分野に女性の参画を促進	差別により特定性別の参画が著しく不十分な分野に当該性別の参加促進
21	管理職目標制	規定なし	新設
23	政治参加	女性の政治参画の拡大	女性及び男性の同等な政治参画
24	経済活動への参画	規定なし	新設（両性平等な職場環境、女性の経歴断絶防止、経歴断絶女性支援等）
25	母性と父性	母性の保護	母・父性の権利保障
29	性差別禁止	規定なし	新設
39	女性親和都市	規定なし	新設
40	国際協力	女性の参画の拡大、女性の活動支援等	男女の平等な参画、両性平等実現等（国際条約履行報告書の国会事前提出に関する条項を新設）
42	事業支援の基金	女性発展基金（国）	両性平等基金（国） 地方両性平等基金（地方公共団体）
51	法人・団体支援	女性団体、非営利法人等	非営利法人等（女性団体の文言削除）
53	国会報告義務	年次報告書	年次報告書のほか基本計画、当該年度施行計画、前年度推進実績を追加

出典：「양성평등기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0168&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844> ; 「여성발전기본법」 법률지식정보시스템 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0168&PROM_DT=20131230&PROM_NO=12142> を基に筆者作成。

両性平等基本法

양성평등기본법

(他法改正 2014 年 11 月 19 日 法律第 12844 号 施行日 2015 年 7 月 1 日)

九州大学アジア太平洋未来研究センター助教 菊池 勇次 訳
(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 6 条)
 - 第 2 章 両性平等政策基本計画及び推進体制 (第 7 条～第 13 条)
 - 第 3 章 両性平等政策の基本施策 (第 14 条～第 41 条)
 - 第 4 章 両性平等基金 (第 42 条～第 44 条)
 - 第 5 章 両性平等政策の関連機関、関連施設及び関連団体等の支援 (第 45 条～第 51 条)
 - 第 6 章 補則 (第 52 条～第 53 条)
- 附則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、「大韓民国憲法」の両性平等の理念⁽²⁾を実現するため、国及び地方公共団体の責務等に関する基本的な事項を規定することにより、政治、経済、社会及び文化のあらゆる領域において両性平等を実現することを目的とする。

第 2 条 (基本理念)

この法律は、個人の尊厳及び人権の尊重に基づき、性差別的意識及び慣行を解消し、女性及び男性が同等に参画し、及び待遇を受け、あらゆる領域において平等な責任及び権利を共有することにより、実質的な両性平等社会を実現することを基本理念とする。

第 3 条 (定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「両性平等」とは、性別による差別、偏見、侮辱及び暴力がなく、人権を同等に保障され、あらゆる領域に同等に参画し待遇を受けることをいう。
2. 「性的嫌がらせ」とは、業務及び雇用その他の関係において、国の機関、地方公共団体又は大統領令⁽³⁾で定める公共団体 (以下「国の機関等」という。)の従事者、使用

(1) 「양성평등기본법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0168&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉両性平等基本法は、2014 年 5 月 28 日に女性発展基本法から全面改正された (法律第 12698 号)。その後、同年 11 月 19 日に政府組織法が改正された際、政府組織法一部改正法律の附則により、両性平等基本法の一部が改正された。他の法律の改正に伴う法改正を「他法改正」という。両性平等基本法を含め、同附則により改正された法律の法律番号は、すべて第 12844 号である。インターネット情報は 2015 年 2 月 27 日現在である。

(2) 「大韓民国憲法」第 11 条第 1 項「すべての国民は、法の下に平等である。何人も、性別、宗教又は社会的身分によって、政治的、経済的、社会的又は文化的生活のすべての領域において、差別されない。」及び第 36 条第 1 項「婚姻及び家族生活は、個人の尊厳及び両性の平等を基礎として成立し、維持されなければならない。国は、これを保障する。」「대한민국헌법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0001&PROM_DT=19871029&PROM_NO=00010〉

(3) 「両性平等基本法」の施行令は、2015 年 2 月 27 日現在、制定されていない。ただし、同法の前法に当たる「女性発展基本法」の施行令 (以下「前法施行令」という。) 第 2 条第 4 項では、「初中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条の規定による学校その他の法律により設置された各級学校並びに「公職者倫理法」施行令第 3 条の 2 第 2 項の規定により人事革新処長が官報に告示した公職関連団体を公共団体と規定している。なお、以降

者又は勤労者が次に掲げる行為のいずれかに該当する行為を行う場合をいう。

イ 地位を利用し、又は業務等に関連して性的な言動又は要求等を行い、相手方に性的な屈辱感又は嫌悪感を抱かせる行為

ロ 相手方が性的な言動又は要求に応じなかったことを理由に不利益を与え、又はそれに従うことを条件として利益を供与する意思を表示する行為

3. 「使用者」とは、事業主、事業の経営担当者又は当該事業の勤労者に関する事項について事業主のために業務を行うその他の者をいう。

第4条（国民の権利及び義務）

① あらゆる国民は、家族及び社会等のあらゆる領域において、両性が平等な待遇を受け、両性が平等な生活を営む権利を有する。

② あらゆる国民は、両性平等の重要性を認識し、これを実現するために努力しなければならない。

第5条（国等の責務）

① 国の機関等は、両性平等の実現のために努力しなければならない。

② 国及び地方公共団体は、両性平等を実現するための法的及び制度的施策を策定し、これに必要な財源の確保に関する措置を策定する責務を負う。

第6条（他の法律との関係）

両性平等に関する他の法律を制定し、又は改正するときは、この法律の目的及び基本理念にのっとり行わなければならない。

第2章 両性平等政策基本計画及び推進体制

第1節 両性平等政策基本計画の策定等

第7条（両性平等政策基本計画の策定）

① 女性家族部長官は、両性平等政策基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに策定しなければならない。

② 基本計画には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 両性平等政策の基本目標及び推進方針
2. 両性平等政策の推進課題及び推進方法
3. 両性平等政策の推進と関連する財源の調達及び運用計画
4. その他両性平等政策のために必要であると大統領令で定める事項

③ 女性家族部長官は、基本計画を策定するときは、予め関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

④ 基本計画は、第11条の規定による両性平等委員会の審議を経て確定する。この場合においては、女性家族部長官は、確定した基本計画を関係中央行政機関の長並びに特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事及び特別自治道知事（以下「市道知事」⁽⁴⁾という。）に通知しなければならない。

も「女性発展基本法施行令」に該当する規定がある場合は、当該規定を紹介する。「여성발전기본법 시행령」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B2071&PROM_DT=20141119&PROM_NO=25751〉

(4) 日本の「都道府県知事」に相当。

⑤ その他基本計画の策定及び変更等に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽⁵⁾。

第8条（年度別施行計画の策定）

- ① 中央行政機関の長及び市道知事は、基本計画に従い年度別施行計画（以下「施行計画」という。）をそれぞれ策定及び施行しなければならない。
- ② 中央行政機関の長及び市道知事は、当該年度の施行計画及び前年度の推進実績を大統領令で定めるところにより、毎年、女性家族部長官に提出しなければならない⁽⁶⁾、女性家族部長官は、提出された施行計画を点検し、中央行政機関の長及び市道知事に施行計画の調整を要請することができる。
- ③ 女性家族部長官は、第2項の規定により提出された推進実績を総合して評価しなければならない。この場合には、女性家族部長官は、評価に必要な調査及び分析等を専門機関に依頼することができる。
- ④ その他施行計画の策定及び施行並びに推進実績の評価等に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽⁷⁾。

第9条（計画の策定及び施行への協力）

- ① 女性家族部長官は、基本計画及び施行計画を策定及び施行するために必要な場合には、関係中央行政機関、地方公共団体又は公共機関の長に協力を要請することができる。
- ② 中央行政機関の長及び市道知事は、施行計画を策定及び施行するために必要な場合には、関係中央行政機関、地方公共団体、公共機関の長、非営利法人⁽⁸⁾、非営利民間団体⁽⁹⁾又は関係専門家等に協力を要請することができる。
- ③ 第1項の規定による協力要請を受けた者は、特別の事由がない限り、これに従わなければならない。

第10条（両性平等実態調査等）

- ① 女性家族部長官は、基本計画の策定等のため、5年ごとに両性平等に関する実態調査を実施しなければならない、その結果を公表することができる。
- ② 第1項の規定による両性平等に関する実態調査の内容及び方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。
- ③ 女性家族部長官は、国民が両性平等に関する情報をより容易に入手し、及び日常的に活用できるよう必要な措置を講じなければならない。

(5) 基本計画開始年度の前年度に基本計画を策定しなければならない（「前法施行令」第4条）。

(6) 女性家族部長官は、施行計画実施年の前年11月末までに施行計画策定指針を定めて中央行政機関の長及び市道知事に通知し、中央行政機関の長及び市道知事は、施行計画策定指針にそって毎年1月末までに施行計画案を女性家族部長官に提出しなければならない。また、中央行政機関の長及び市道知事は、1月末までに女性家族部長官に前年度の施行計画の施行結果を提出しなければならない（「前法施行令」第5条）。

(7) 市郡自行政区（日本の市町村に相当）の長は、毎年12月末までに市道知事に翌年度の施行計画を提出しなければならない、毎年1月中旬までに市道知事に前年度の施行計画の施行結果を提出しなければならない（「前法施行令」第5条）。また、女性家族部長官は、施行計画の履行状況を点検するために必要な場合には、20人以内の点検班を置くことができる（「前法施行令」第5条の2）。

(8) 「民法」第32条（非営利法人の設立及び許可）によれば、「学術、宗教、慈善、技芸又は社交その他営利ではない事業を目的とする社団又は財団は、主務官庁の許可を得て、これを法人とすることができる」と規定されている。「민법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1474&PROM_DT=20141230&PROM_NO=12881〉

(9) 「非営利民間団体支援法」第2条（定義）の規定によれば、営利ではない公益活動を遂行することを主たる目的とする民間団体であって、①事業の直接の受益者が不特定多数であり、②構成員の間で利益分配を行わず、③事実上、特定政党若しくは公職の候補者を支持若しくは支援することを主たる目的とし、又は特定宗教の布教を主たる目的として設立又は運営されないこと、④常に構成員数が100人以上であること、⑤最近1年以上の公益活動実績があること、⑥法人ではない団体の場合には、代表者又は管理人がいることを要件としている。「미영리민간단체지원법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1692&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉

第2節 両性平等政策の推進体制

第11条（両性平等委員会）

- ① 両性平等政策に関する重要事項を審議及び調整するため、国務総理が所管する両性平等委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び調整する。
 1. 基本計画及び施行計画に関する事項
 2. 施行計画等、両性平等政策の推進実績の点検に関する事項
 3. 両性平等政策関連事業の調整及び協力に関する事項
 4. 両性平等政策の評価及び制度の改善等、ジェンダー主流化⁽¹⁰⁾に関する事項
 5. 第19条の規定による国家性平等指数に関する事項
 6. 「女子差別撤廃条約」⁽¹¹⁾等、大韓民国が締結した女性に関する国際条約の履行及び点検に関する事項
 7. その他両性平等政策のために必要であると大統領令で定める事項
- ③ 委員会は、委員長1名、副委員長1名を含む30名以内の委員をもって構成する。
- ④ 委員会の委員長は、国務総理をもって充て、副委員長は、女性家族部長官をもって充て、委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 1. 大統領令で定める関係中央行政機関の長及びこれに準ずる機関の長
 2. 両性平等に関する十分な専門的知識及び経験を有する者のうち、国務総理が委嘱する者
- ⑤ その他委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（両性平等実務委員会等）

- ① 第11条第2項各号に掲げる事項を予め検討し、両性平等委員会が委任する事項を処理するため、両性平等委員会に女性家族部次官を委員長とする両性平等実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置く。
- ② 両性平等委員会の所管事項を専門的に検討するため、分科委員会を置くことができる。
- ③ 実務委員会及び分科委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（両性平等政策責任官の指定等）

- ① 中央行政機関の長及び市道知事は、当該機関の両性平等政策を効率的に策定及び実施するため、所属する公務員の中から両性平等政策責任官を指定し、必要な専門的人材を置かなければならない。
- ② 第1項の規定による両性平等政策責任官及び専門的人材の指定及び業務等に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽¹²⁾。

(10) ジェンダー主流化とは、「あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」を指す。内閣府男女共同参画局「男女共同参画関係用語（平成24年8月更新）」〈http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html〉

(11) 1979年の第34回国連総会で採択され、1981年に発効した。「Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women」（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）〈<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/text/econvention.htm>〉

(12) 中央行政機関の長は、当該機関の企画調整室長（次官級）又はこれに準ずる職位の公務員を責任官に指定しなければならない。これを女性家族部長官に通知しなければならない。また、責任官は、①当該機関の年度別施行計画のとりまとめ、調整及び推進実績の点検、②政策の分析及び評価、③当該機関の女性公務員の地位向上等の業務を行う（「前法施行令」第13条）。

第3章 両性平等政策の基本施策

第1節 両性平等政策の促進

第14条（ジェンダー主流化措置）

- ① 国及び地方公共団体は、法令の制定、改正、適用及び解釈並びに政策の企画並びに予算の編成及び執行その他法令により職務を遂行する過程において、性平等の観点を統合するジェンダー主流化措置をとらなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、ジェンダー主流化措置の実効性を高めるため、多様な方法及び手段を積極的に開発しなければならない。

第15条（性別影響分析評価）

- ① 国及び地方公共団体は、制定又は改正を行う法令（法律、大統領令、総理令、部令並びに条例及び規則をいう。）並びに性平等に重大な影響を及ぼし得る計画及び事業等が性平等に及ぼす影響を分析及び評価（以下この条において「性別影響分析評価」という。）しなければならない。
- ② 性別影響分析評価の対象、方法及び時期等に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第16条（ジェンダー予算）

- ① 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、予算が女性及び男性に及ぼす影響を分析し、これを国及び地方公共団体の財政運用に反映するジェンダー予算を実施しなければならない。
- ② 女性家族部長官は、企画財政部長官及び行政自治部長官と協議し、第1項の規定によるジェンダー予算に必要な基準の提示、諮問及び教育訓練等の支援を行うことができる。

第17条（ジェンダー統計）

- ① 国及び地方公共団体は、人的統計を作成する場合には、性別の状況及び特性を理解できるように性別に区分した統計（以下この条において「ジェンダー統計」という。）を算出し、これを関係機関に普及しなければならない。
- ② 女性家族部長官は、統計庁長等の関係機関の長と協議し、ジェンダー統計の開発、算出、諮問及び教育訓練等に関し必要な事項の支援を行うことができる。

第18条（ジェンダー教育）

- ① 国及び地方公共団体は、社会のあらゆる領域において、法律、政策、慣習及び各種制度等が女性及び男性に及ぼす影響を認識する能力を高める教育（以下「ジェンダー教育」という。）を所属する公務員等を実施しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、ジェンダー教育を韓国両性平等教育振興院又は大統領令で定める関連諮問機関に委託することができる。
- ③ ジェンダー教育の対象、内容及び方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第19条（国家性平等指数等）

- ① 女性家族部長官は、国の性平等水準を計量的に測定できるよう、両性の平等な社会参画の程度、性平等意識及び文化並びに女性の人権及び福祉等の事項を含む国家性平等指標を開発及び普及しなければならない。
- ② 女性家族部長官は、第1項の規定による国家性平等指標を利用し、国の性平等の程度を指数化した国家性平等指数を毎年調査及び公表しなければならない。
- ③ 女性家族部長官は、第1項の規定による国家性平等指標に基づき、地域の特性を反映

した地域性平等指標を開発及び普及し、地域性平等指標を利用して地域の性平等の程度を指数化した地域性平等指数を毎年調査及び公表しなければならない。

- ④ 第2項の規定による国家性平等指数及び第3項の規定による地域性平等指数の内容並びに調査及び公表の方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第2節 両性平等参画

第20条（積極的措置）

- ① 国及び地方公共団体は、差別により特定の性別の参画が著しく不十分な分野に対し、合理的な範囲において当該性別の参画を促進するため、関係法令で定めるところにより、積極的措置をとるよう努力しなければならない。
- ② 女性家族部長官は、国の機関及び地方公共団体の長に第1項の規定による積極的措置をとるよう勧告し、その履行結果を点検しなければならない。

第21条（政策決定過程への参画）

- ① 国及び地方公共団体は、政策決定過程に女性及び男性が平等に参画するための施策を策定しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、委員会（委員会、審議会、協議会等、名称の如何を問わず、行政機関の所管事務に関して諮問に応じ、調整し、協議し、審議し、又は議決する等の行為をするため、複数の構成員で構成される合議制機関をいう。以下同じ。）を委嘱による委員で構成するときは、特定の性別が委嘱委員数の10分の6を超えないようにしなければならない。ただし、当該分野における特定の性別の専門的人材の不足等、やむを得ない事由があると認められ、実務委員会の議決を経た場合には、この限りでない。
- ③ 国及び地方公共団体は、毎年、委員会の性別参画現況を女性家族部長官に提出しなければならない。女性家族部長官は、委員会の性別参画現況を公表し、これに対する改善を勧告することができる。
- ④ 国及び地方公共団体は、管理職員に女性及び男性の均衡ある任用がなされるよう機関の年度別任用目標比率を含む中長期計画（以下この条において「管理職目標制」という。）等を施行しなければならない。
- ⑤ 公共機関の長は、管理職目標制等を施行しなければならない。当該機関の役員を任命するときは、女性及び男性の均衡ある任用がなされるよう努力しなければならない。

第22条（公職への参画）

- ① 国及び地方公共団体は、公職に女性及び男性が平等に参画するための施策を策定しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、公務員の採用、配置、昇進、報償及び教育訓練等において、女性及び男性に平等な機会を保障しなければならない。

第23条（政治への参画）

国及び地方公共団体は、女性及び男性の同等な政治への参画を支援するための施策を策定するよう努力しなければならない。

第24条（経済活動への参画）

- ① 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、勤労者の募集、採用、教育訓練、昇進及び退職等雇用全般にわたって両性平等が実現するようにしなければならない。
- ② 国の機関等及び使用者は、職場内の両性平等な勤務環境を整備するために必要な措置

をとらなければならない。

- ③ 国の機関等及び使用者は、女性が妊娠、出産及び育児等を理由に経歴が断絶しないよう努力しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、経歴が断絶した女性等の経済活動参画のため、行政的及び財政的支援等に関し必要な施策を策定しなければならない。

第 25 条（母父性の権利保障）

- ① 国の機関等及び使用者は、妊娠、出産、授乳及び育児に関する母父性権を保障し、これを理由に家庭、職場及び地域社会において不利益を受けないようにしなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、第 1 項の規定による母父性権の保障等に関連する費用について、「社会保障基本法」の規定⁽¹³⁾による国の財政又は社会保険等を通じた社会的負担を高めていかななければならない。

第 26 条（仕事及び家庭の両立支援）

- ① 国の機関等及び使用者は、仕事及び家庭生活の調和が保たれた両立を図るため、環境の整備に努力しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、仕事と家庭生活の両立を支援するため、乳幼児の保育、幼児教育、放課後児童保育及び個別保育⁽¹⁴⁾等、良質の養育サービスの拡充、出産前後休暇及び育児休職制度の拡大、代替人材の採用及び運用の活性化並びに家族親和的な社会環境の整備等に関する施策を策定しなければならない。

第 27 条（女性の職業能力開発）

- ① 国及び地方公共団体は、両性平等社会の実現のため、女性の職業能力開発に必要な施策を策定しなければならない。
- ② 第 1 項の規定による施策の具体的な内容は、大統領令で定める。

第 28 条（女性人材の管理及び育成）

- ① 女性家族部長官は、両性平等社会の実現を目的とし、女性人材の育成及び社会参画の拡大を支援するため、公共及び民間分野において一定の資格を有する女性人材（以下この条において「女性人材」という。）に関する情報を収集し、及び管理することができる。
- ② 女性人材に関する情報の収集及び管理等に関する事項は、「国家公務員法」第 19 条の 3 第 2 項から第 5 項までの規定⁽¹⁵⁾を準用する。この場合において、これらの規定中「安

(13) 「社会保障基本法」第 28 条（費用の負担）

- ① 社会保障費用の負担は、それぞれの社会保障制度の目的により、国、地方公共団体及び民間部門の間において、合理的に調整されなければならない。
- ② 社会保険に要する費用は、使用者、被用者及び自営業者が負担することを原則とし、関係法令で定めるところにより、国がその費用の一部を負担することができる。
- ③ 公共扶助及び関係法令で定める一定の所得水準以下の国民に対する社会サービスに要する費用の全部又は一部は、国及び地方公共団体が負担する。
- ④ 負担能力がある国民に対する社会サービスに要する費用は、その受益者が負担することを原則とし、関係法令で定めるところにより、国及び地方公共団体がその費用の一部を負担することができる。

「사회보장기본법」(http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A01_85&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844)

(14) 個別保育とは、満 12 歳以下の子どもの居住地等で個別に提供される保育サービスをいう。「아이돌봄지원법」(http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3429&PROM_DT=20140324&PROM_NO=12531)

(15) 「国家公務員法」第 19 条の 3（公職候補者等の管理）

- ② 人事革新処長は、第 1 項の規定により公職候補者に関する情報を収集及び管理する場合には、予め書面又は電子媒体により本人の同意を得なければならない、本人が要求する場合には、管理する情報を廃棄しなければ

全行政部長官」⁽¹⁶⁾とあるのは「女性家族部長官」と読み替えるものとする。

- ③ 第1項及び第2項の規定による情報の収集範囲及び手続並びに収集された情報の活用及び保護等に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽¹⁷⁾。
- ④ 女性家族部長官は、女性人材を育成するために努力しなければならない、女性管理者の力量を強化するためのプログラムを運営することができる。

第3節 人権保護及び福祉増進等

第29条（性差別の禁止）

国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、性差別を禁止するための施策の策定に努力しなければならない。

第30条（性暴力犯罪、家庭暴力犯罪及び性売買犯罪の予防並びに性的嫌がらせの防止）

- ① 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、性暴力犯罪、家庭暴力犯罪、性売買犯罪及び性的嫌がらせを予防又は防止し、被害者を保護しなければならない、このために必要な施策を策定しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、性暴力犯罪、家庭暴力犯罪及び性売買犯罪の予防を目的とした教育を実施しなければならない、各教育及び第31条の規定による性的嫌がらせの予防教育を性平等の観点から統合して実施することができる。
- ③ 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、性暴力犯罪、家庭暴力犯罪、性売買犯罪及び性的嫌がらせの被害者と相談し、加害者を矯正するために必要な施策を講じなければならない。

第31条（性的嫌がらせ予防教育等の防止措置）

- ① 国の機関等の長及び使用者は、性的嫌がらせを防止するため、大統領令で定めるところにより、教育を行う等必要な措置をとらなければならない、国の機関等の長は、その措

らない。ただし、本人が直接提供した機関以外の他の機関に提供することに同意した情報並びに公共記録物、出版物、インターネット及び報道等により一般に公開され、不特定多数の人が購入し、又は閲覧することができる情報は、この限りでない。

- ③ 人事革新処長は、第2項の規定にかかわらず、公職候補者の管理のために必要な場合には、「個人情報保護法」第2条第6号の規定による公共機関に在職中である者又は在職していた者に関する人事又は成果評価等に関する資料を当該公共機関に要請することができる。
 - ④ 人事革新処長は、国の機関又は地方公共団体等が人事上の目的により第1項の公職候補者に関する情報を要請する場合には、「個人情報保護法」等の関係法令に違反しない範囲内において、当該情報を提供することができる。
 - ⑤ 人事革新処長は、公職候補者に関する情報を収集する場合には、その目的に必要な最小限の範囲内において収集しなければならない、目的以外の用途に活用してはならない。
- 「국가공무원법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1486&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉
- (16) 安全行政部等の省庁再編に伴う「政府組織法」の一部改正を受け、「国家公務員法」の該当部分が「安全行政部長官」から「人事革新処長」に改正されたが（前掲注(5)参照）、「政府組織法」の一部改正を受けて「両性平等基本法」が他法改正（2014年11月19日）された際、この部分は改正されなかった（政府組織法附則（法律第12844号、後掲）参照）。
 - (17) ①女性家族部長官は、女性人材に関する情報を収集及び管理するため、女性人材データベースを構築及び運用することができる、②データベースには許可された者のみがアクセスできるよう必要な保安措置を講じなければならない、③データベースに収集する情報は、女性人材の姓名、年齢、専門分野、連絡先、現職及び前職の職位、学歴、経歴、賞勲並びに主要著書及び論文等、女性人材の育成、女性の社会参画拡大の支援及び公職への適合性を判断するための情報に限定しなければならない。また、④女性家族部長官は、国の機関又は地方公共団体の長に対し、その機関が電算管理する5級以上及びこれに相当する職級に該当する女性公務員の主要経歴、任用事項及び資格事項等、女性人材の管理のために必要な人事資料を要請することができる。⑤その他女性人材に関する情報収集の範囲、手続並びに収集された情報の活用及び保護等に関しては、「公職候補者に関する情報の収集及び管理に関する規程」第4条、第5条第3項、第6条から第8条まで、第9条第2項、第10条及び第11条の規定を準用する（「前法施行令」第27条の3）。

置の結果を女性家族部長官に提出しなければならない⁽¹⁸⁾。

- ② 女性家族部長官は、第1項の規定による国の機関等の性的嫌がらせの防止措置に対する点検を、大統領令で定めるところにより、毎年実施しなければならない⁽¹⁹⁾。
- ③ 女性家族部長官は、第2項の規定による点検の結果、性的嫌がらせの防止措置が不十分であると認められる国の機関等に対し、大統領令で定めるところにより、管理者に対する特別教育等に関し必要な措置をとらなければならない⁽²⁰⁾。
- ④ 女性家族部長官は、第2項の規定による国の機関等の性的嫌がらせの防止措置を点検した結果について、大統領令で定めるところにより、報道機関等に公表しなければならない⁽²¹⁾。ただし、他の法律の規定により公表を制限している場合には、この限りでない。
- ⑤ 女性家族部長官は、国家人権委員会又は大統領令で定める機関⁽²²⁾を通じ、次の各号に掲げるいずれかに該当する事実が確認された場合には、関係者の懲戒等をその関係者が所属する国の機関等の長に要請することができる。
 1. 国の機関等において性的嫌がらせ事件を隠蔽した事実
 2. 性的嫌がらせに関する国の機関等の苦情処理又は救済過程等において、被害者の学習権又は勤労権等に対する追加の被害が発生した事実
- ⑥ 女性家族部長官は、第2項の規定による国の機関等の性的嫌がらせの防止措置を点検した結果及び第5項の規定により確認された事実を次の各号に掲げる評価に反映するよう当該機関及び団体の長に要求することができる。
 1. 「政府業務評価基本法」第14条第1項及び第18条第1項⁽²³⁾の規定による中央行政機関及び地方公共団体の自主評価

(18) 国の機関等の長は、以下の措置をとらなければならない。①国の機関等に所属する者を対象に年1回以上、1時間以上の性的嫌がらせ予防教育を実施し、新規に任用された者に対しては、任用された日から2か月以内に教育を実施すること、②性的嫌がらせ予防教育等、性的嫌がらせ防止措置の年間推進計画を策定すること、③性的嫌がらせに関する相談及び苦情処理のための公式窓口の準備、④性的嫌がらせ苦情担当者の指定、⑤性的嫌がらせ予防指針の策定、⑥性的嫌がらせ事件の発生時における再発防止対策の策定及び施行、⑦その他自主的に性的嫌がらせを防止するための措置、⑧以上の防止措置の結果を毎年2月末までに女性家族部長官に提出しなければならない（「前法施行令」第27条の2第1項及び第4項）。

上記①の教育内容には、①性的嫌がらせ予防に関する法令、②性的嫌がらせ発生時の処理手続及び措置基準、③性的嫌がらせ被害者に対する苦情相談及び救済手続、④性的嫌がらせを行った者に対する懲戒等の制裁措置、⑤その他性的嫌がらせ予防に関し必要な事項に関する内容が含まれなければならない。また、教育方法は、講義、視聴覚教育又はインターネット・ホームページを利用した教育等、多様な方法で実施することができるが、対面による方法で行う教育が含まれなければならない（同上第2項及び第3項）。

使用者は、性的嫌がらせ予防教育を年1回以上実施しなければならないが、予防教育には以下の内容が含まれなければならない。①職場内における性的嫌がらせに関する法令、②当該事業場における職場内性的嫌がらせ発生時の処理手続及び措置基準、③当該事業場における職場内性的嫌がらせ被害勤労者に対する苦情相談及び救済手続、④その他職場内性的嫌がらせ予防に関し必要な事項（「男女雇用平等及び仕事と家庭の両立支援に関する法律施行令」第3条第1項及び第2項）。

また、教育方法は、事業の規模や特性等を考慮し、職員研修、朝会、会議又はインターネット等の情報通信網を利用したサイバー教育等を通じて実施することができる。ただし、単なる教育資料等の配布、掲示又は電子メールの送付にとどまる等、勤労者に教育内容が伝達されたのか確認することが困難な場合には、予防教育を行ったものとみなさない。例外として、常時10人未満の勤労者を雇用する事業、使用者及び勤労者が全員男性又は女性のみで構成されている事業は、教育資料等の配布等による予防教育を行うことができる（同上第3項及び第4項）。

- (19) 女性家族部長官は、電算入力方式等の書面により点検し、必要な場合には、現場点検を行うことができる（「前法施行令」第27の2条第5項）。
- (20) 女性家族部長官は、性的嫌がらせ防止措置が不十分であると認められる国の機関等に対し、点検後6か月以内に管理者特別教育を実施しなければならない（「前法施行令」第27の2条第6項）。
- (21) 女性家族部長官は、点検結果をインターネット・ホームページ又は一般日刊紙（全国紙）等に掲載し、公表しなければならない（「前法施行令」第27の2条第7項）。
- (22) ①裁判所、②監査院、③国民権益委員会、④検察庁、⑤警察庁、⑥その他他の法律により性的嫌がらせ事件を確認及び調査する権限を有する機関（「前法施行令」第27の2条第8項）。
- (23) 中央行政機関の長は、その所属機関の政策等を含め、自主評価を実施しなければならない（第14条第1項）。地方公共団体の長は、その所属機関の政策等を含め、自主評価を実施しなければならない（第18条第1項）。「정부업무평가기본법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1991&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉

2. 「公共機関の運営に関する法律」第48条第1項⁽²⁴⁾の規定による公企業及び準政府機関の経営実績評価
 3. 「地方公企業法」第78条第1項⁽²⁵⁾の規定による地方公企業の経営評価
 4. 「初中等教育法」第9条第2項⁽²⁶⁾の規定による学校評価
- ⑦ 第1項の規定による性的嫌がらせ予防教育の内容及び方法等、性的嫌がらせの防止措置並びに第5項の規定による懲戒等の要請方法及び手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第32条（性的嫌がらせ実態調査）

- ① 女性家族部長官は、3年ごとに性的嫌がらせに対する実態調査を実施し、及びその結果を発表し、並びにこれを性的嫌がらせ防止のための政策策定の基礎資料として活用しなければならない。
- ② 第1項の規定による性的嫌がらせ実態調査の内容及び方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第33条（福祉増進）

- ① 国及び地方公共団体は、地域及び年齢等に応じた女性の福祉需要を充足させるための施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、障害者、母子家庭、父子家庭、北朝鮮離脱住民及び結婚移民者等の脆弱階層の女性その他保護が必要な女性の福祉増進のために必要な措置をとらなければならない。

第34条（健康増進）

- ① 国及び地方公共団体は、両性平等に保健医療を受ける権利を保障するために努力しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、母性の健康等、女性の生涯周期に従った健康増進に関する施策を策定しなければならない。

第4節 両性平等文化の普及等

第35条（両性平等な家族）

- ① 国及び地方公共団体は、民主的かつ両性平等な家族関係を確立させるために努力しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、家事労働に対する経済的価値を正當に評価し、これを法令、制度又は施策に反映するよう努力しなければならない。

(24) 企画財政部長官は、第31条第3項及び第4項の規定による契約の履行に関する報告書、第46条の規定による経営目標及び経営実績報告書に基づき、公企業及び準政府機関の経営実績を評価する。ただし、第6条の規定により、公企業及び準政府機関に指定（変更指定を除く。）された年は、経営実績を評価しない。「공공기관의 운영에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2034&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12673〉

(25) 行政自治部長官は、第3条の規定による地方公企業の経営基本原則を考慮し、大統領令で定めるところにより、地方公企業に対する経営評価を行い、その結果により必要な措置をとらなければならない。ただし、行政自治部長官が必要と認める場合には、地方公共団体の長に経営評価を行わせることができる。「지방공기업법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1445&PROM_DT=20141119&PROM_NO=12844〉

(26) 教育部長官は、教育行政を効率的に遂行するため、特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道の教育庁並びにその管轄する学校を評価することができる。「초·중등교육법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0811&PROM_DT=20141230&PROM_NO=12933〉

第 36 条（両性平等教育）

- ① 国及び地方公共団体は、家庭から両性平等に関する教育がなされるよう努力しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、「教育基本法」⁽²⁷⁾の規定による学校教育において、両性平等の意識を高める教育が実施されるよう努力しなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、国公立の研修機関及び「生涯教育法」⁽²⁸⁾の規定による生涯教育施設の研修教育課程その他の研修教育課程において、両性平等意識を高める教育が実施されるよう努力しなければならない。

第 37 条（両性平等文化の振興）

- ① 国及び地方公共団体は、両性平等な文化の振興を図るため、効果的な事業を発掘し、推進しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、新聞、放送、雑誌及びインターネット等のマスメディアにおいて、性別を理由とする差別、偏見、侮辱又は暴力的内容が改善されるよう支援し、マスメディアを通じて両性平等意識が普及するよう努力しなければならない。
- ③ 女性家族部長官は、定期的にマスメディアにおける性別を理由とする差別、偏見、侮辱又は暴力的内容を点検し、法令、制度又は政策等の改善が必要と認められる場合には、放送通信委員会等の関係機関に改善を要請することができる。

第 38 条（両性平等週間）

国民的な両性平等の実現を促進するため、大統領令で定めるところにより、1年のうち1週間を両性平等週間とする⁽²⁹⁾。

第 39 条（女性親和都市）

- ① 国及び地方公共団体は、地域政策及び発展過程に女性及び男性が平等に参画し、女性の力量強化、保育及び安全が具現されるように政策を運営する地域（以下この条において「女性親和都市」という。）を整備するよう努力しなければならない。
- ② 女性家族部長官は、特別自治市、特別自治道又は市郡自治区⁽³⁰⁾を女性親和都市に指定し、これを支援することができる。
- ③ 女性親和都市の指定基準、手続及び支援内容等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 40 条（国際協力）

- ① 国及び地方公共団体は、両性平等を実現するための国際条約を締結し、又は履行するために努力しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、国際機関又は国際会議において、女性及び男性の平等な参画を支援しなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、国際開発協力を実施するにあたり、両性平等の実現のための施策を策定しなければならない。女性家族部長官は、特に両性平等の実現のための国際開発協力事業を推進しなければならない。

(27) 「교육기본법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0812&PROM_DT=20150120&PROM_NO=13003〉

(28) 「평생교육법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0762&PROM_DT=20140128&PROM_NO=12339〉

(29) 「前法施行令」では、7月1日から7月7日までを「女性週間」としており、国、地方公共団体及び公共団体等は、その実情に応じ以下の行事を実施する。①記念行事、②研究発表行事、③功労者及び功労団体に対する激励、④マスコミ等を通じた広報、⑤その他男女平等の促進等に対する国民的関心を高めるための行事（「前法施行令」第26条）。

(30) 日本の「市町村」に相当。

- ④ 国及び地方公共団体は、国内外に居住する韓人女性⁽³¹⁾の交流及び連帯強化のために努力しなければならない。
- ⑤ 政府は、「女子差別撤廃条約」の履行報告書等、大韓民国が締結した女性に関する国際条約の履行報告書を提出しようとするときは、これを事前に国会に提出しなければならない。

第41条（平和及び統一過程への参画）

- ① 国及び地方公共団体は、国内外への平和文化普及及び統一推進過程において、女性及び男性が平等に参画できるよう努力しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、国内外における女性の平和増進及び統一のための活動を支援することができる。

第4章 両性平等基金

第42条（基金の設置等）

- ① 国は、この法律の目的を実現するための事業等を支援する上で必要な財源を確保するため、両性平等基金（以下「基金」という。）を設置する。
- ② 基金は、次の各号に掲げる財源により造成する。
1. 国の出資金
 2. 国以外の者の出資金又は寄付金
 3. 基金の運用収益金
 4. その他大統領令で定める収益金⁽³²⁾
- ③ 基金は、女性家族部長官が運用及び管理する。
- ④ 女性家族部長官は、大統領令で定めるところにより、基金の運用及び管理に関する事務の全部又は一部を「銀行法」第2条第1項第2号⁽³³⁾の規定による銀行に委託することができる。
- ⑤ 地方公共団体は、両性平等の実現を促進するため、地方両性平等基金を設置することができ、これに関し必要な事項は、条例で定める。

第43条（基金の用途）

基金は、次の各号に掲げる用途に使用する。

1. 両性平等実現のための事業の支援
2. 第51条の規定による非営利法人及び非営利民間団体の支援
3. 第40条の規定による国際協力関連事業の支援
4. その他大統領令で定める事業の支援⁽³⁴⁾

第44条（基金の会計機関）

- ① 女性家族部長官は、基金の収入及び支出に関する業務を遂行するため、所属する公務

(31) 「韓人女性」の法的定義は明らかでないが、韓国国民及び外国籍を有する韓国同胞の女性を指すものとみられる。

(32) ①他の基金からの転入金、②金融機関からの借入金、③その他女性家族部長官が認める収益金（「前法施行令」第29条）。

(33) 「銀行」とは、銀行業を規則的かつ組織的に経営する韓国銀行以外のすべての法人をいう。「은행법」〈http://lik.ms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1369&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12101〉

(34) ①女性人材の養成、②男女平等教育の実施、③女性のボランティア活動、④女性の参画拡大のための積極的措置の施行、⑤その他女性家族部長官が女性の発展及び家族の支援等のために必要と認める事業（「前法施行令」第32条）。なお、「女性発展基本法」第30条（基金の用途）には、女性関連施設の設置及び運営の支援も含まれていたが、本法では削除されている。

員の中から基金収入徴収官、基金財務官、基金支出官及び基金出納公務員を任命しなければならない。

② 女性家族部長官は、第42条第4項の規定による基金の運用及び管理に関する事務の全部又は一部を委託する場合には、次の各号に該当する者を任命しなければならず、その任命された者がそれぞれ遂行しなければならない職務は、次のとおりとする。

1. 委託を受けた金融機関の理事の中から任命しなければならない者
 - イ 基金収入担当理事：基金収入徴収官の職務
 - ロ 基金支出原因行為担当理事：基金財務官の職務
2. 委託を受けた金融機関の職員の中から任命しなければならない者
 - イ 基金支出職員：基金支出官の職務
 - ロ 基金出納職員：基金出納公務員の職務

第5章 両性平等政策の関連機関、関連施設及び関連団体等の支援

第45条（両性平等政策関連機関等）

① 国及び地方公共団体は、両性平等政策を研究し、又は教育するための機関を設置及び運営することができる。

② 国及び地方公共団体は、両性平等な社会参画を促進するため、能力開発及び教育訓練のための両性平等政策関連施設を設置及び運営することができる。

③ 国及び地方公共団体は、第1項及び第2項の規定による両性平等政策関連機関及び施設に対し、予算の範囲内において、その経費の全部又は一部を補助することができる。

第46条（韓国両性平等教育振興院の設立等）

① 国は、両性平等教育等を効率的かつ体系的に推進し、及び振興させるため、韓国両性平等教育振興院（以下この条において「振興院」という。）を設立する。

② 振興院は、法人とする。

③ 振興院は、主たる事務所の所在地に設立の登記をすることにより設立する。

④ 振興院には、定款で定めるところにより、役員及び必要な職員を置く。

⑤ 振興院は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

1. 両性平等のための教育及び振興事業
2. 公務員に対するジェンダー教育
3. 女性及び男性の指導力涵養教育
4. 性的嫌がらせ予防教育の講師等、専門的人材の養成事業
5. 公務員教育訓練機関の両性平等教育課程を強化するための交流協力支援事業
6. 両性平等教育プログラムの開発及び教育研究事業
7. 両性平等教育関連資料の出版事業
8. 第1号から第7号までの事業に付随する事業又はこれと関連して国の機関等から委託を受けた事業
9. その他振興院の目的を達成するため、大統領令で定める事業

⑥ 国は、予算の範囲内において、振興院の運営に必要な経費を出資することができる。

⑦ 振興院について、この法律で規定するもののほかは、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。

第 47 条（女性人材開発センターの設置及び運営等）

- ① 国及び地方公共団体は、女性人材の開発のための施設（以下「女性人材開発センター」という。）を設置及び運営することができる。
- ② 国又は地方公共団体以外の者が女性人材開発センターを設置又は運営しようとする場合には、市道知事の指定を受けなければならない。
- ③ 地方公共団体は、第 2 項の規定による女性人材開発センターに対し、予算の範囲内において、運営に必要な経費の全部又は一部を補助することができる。
- ④ 女性人材開発センターの指定基準及び手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽³⁵⁾。

第 48 条（女性人材開発センターの指定取消し等）

- ① 市道知事は、第 47 条第 2 項の規定により指定を受けた女性人材開発センターが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又はその是正を命ずることができる。ただし、第 1 号の規定に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。
 1. 虚偽又はその他不正な方法により指定を受けた場合
 2. 第 47 条第 4 項の規定による指定基準に適合していない場合
 3. 事業実績の不振等、大統領令で定める事由⁽³⁶⁾に該当する場合
- ② 第 1 項の規定による指定取消し又は是正命令の基準は、その処分事由及び違反の程度等を考慮し、大統領令で定める⁽³⁷⁾。

第 49 条（聴聞）

市道知事は、第 48 条の規定により女性人材開発センターの指定を取り消そうとするときは、聴聞を行わなければならない。

第 50 条（女性史博物館の設立及び運営）

- ① 女性家族部長官は、歴史上の女性の役割及び歴史の発展に寄与した人物に光を当て、女性のための教育及び国民の両性平等意識を高める場として活用するため、女性史博物館を設立及び運営することができる。

(35) 人員面では、①運営人員が合計 5 人以上であって、②館長は、女性人材開発教育等の関連分野で 3 年以上従事した者であって、事業主体が別途にある場合には、法人の代表ではない者、③教育訓練担当者は、職業訓練プログラムの開発及び運営等を遂行した経験がある者であって、「勤労者職業能力開発法」の規定による職業能力開発訓練教師の資格を有し、又はこれに準ずる能力及び経験があると認められた者、④就業関連相談者は、「職業安定法」第 22 条第 2 項の規定による職業相談員の資格を有する者等の基準を満たす必要がある。

施設面では、①延べ面積 825 平方メートル以上、②講義室及び実習室：女性人材開発の教育訓練に適合する施設及び機材を保有、③求人及び求職相談に応じるための電話専用回線を 1 回線以上設置、④インターネットを通じた求人及び求職相談を行うための個人用コンピューターを 1 台以上設置、⑤求人及び求職相談のための別途の相談室を設置、⑥その他就業斡旋等の業務に必要な施設及び装備、⑦会議室又は講堂：教育及び課程修了式等の用途に使用することのできる施設、⑧事務室：一般事務及び教育プログラム開発等の業務を行う机等必要な備品を保有、⑨乳幼児の託児施設等の施設を備える等の基準を満たす必要がある（「前法施行令」第 34 条の 3 第 1 項及び別表 1）。

手続は、「前法施行令」別紙第 1 号書式の女性人材開発センター指定申請書に加え、①法人の定款 1 部（法人である場合にのみ提出）、②人員及び施設現況 1 部、③事業計画書 1 部、④女性人材開発教育及び就業斡旋実績（該当する実績がある場合にのみ提出）1 部を添付し、市道知事に提出しなければならない。申請書を受理した市道知事は、①女性人材開発関連施設の地域別分布、②事業計画書の内容及び実行可能性、③女性人材開発教育及び就業斡旋実績、④当該市道における関連予算編成の有無及びその規模を考慮し、指定するか否かを決定した後、申請書を受理した日から 25 日以内にその結果を申請人に通知しなければならない。また、市道知事が女性人材開発センターに指定したときは、「前法施行令」別紙第 2 号書式の女性人材開発センター指定書を申請人に送付しなければならない（「前法施行令」第 34 条の 3 第 2 項、第 4 項及び第 5 項）。

(36) ①正当な事由なく 1 年以上女性人材開発教育及び就業斡旋等の運営実績がない場合、②目的達成に反する営利活動を行った場合、③教育生募集において過大又は虚偽の広告を行った場合（「前法施行令」第 35 条第 1 項）。

(37) ①前掲注(35)の指定基準に適合していない場合、②前掲注(36)の事由に該当する場合、まずは是正命令を行い、次いで指定取消しを行う（「前法施行令」第 35 条第 2 項及び別表 2）。

- ② 女性史博物館は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。
1. 女性関連の文化遺産の収集、保存、研究、展示及び教育
 2. 女性史の発掘並びに歴史上の女性の役割、経験及び価値に関する研究
 3. 歴史の発展及び社会変化を引き起こした女性及び業績の発掘
 4. 女性文化、地域女性、女性運動、女性団体及び女性政策の歴史に関する資料の発掘、保存、研究及び教育
 5. 美術、音楽及び文学等における女性の文化活動
 6. その他女性史博物館の設立目的を達成するために必要な事業
- ③ 第1項及び第2項の規定による女性史博物館の設立及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。
- ④ 女性史博物館について、この法律で規定するもののほかは、「博物館及び美術館振興法」⁽³⁸⁾の国立中央博物館に関する規定を準用する。

第51条（非営利法人及び非営利民間団体への支援）

国及び地方公共団体は、両性平等参画の拡大、両性平等文化の普及、両性平等の促進、女性の人権保護及び福祉増進等のために活動する非営利法人及び非営利民間団体に対し、その活動に必要な行政的支援を行い、及び必要な経費の一部を補助することができる。

第6章 補則

第52条（権限の委任及び委託）

- ① この法律の規定による女性家族部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市道知事に委任することができる。
- ② 女性家族部長官は、この法律の規定による業務の一部を大統領令で定めるところにより、両性平等政策関連専門機関、法人又は団体に委託することができる。

第53条（国会への報告）

- ① 女性家族部長官は、基本計画、当該年度の施行計画、前年度の推進実績を確定した後、国会に提出しなければならない。
- ② 政府は、毎年、主要な両性平等政策に関する年次報告書を作成し、定期国会の開会前までに国会に提出しなければならない。

附則〈法律第12698号、2014年5月28日〉

第1条（施行日）

この法律は、2015年7月1日から施行する。

第2条（委員会委嘱委員の性別割当てに関する特例）

国及び地方公共団体は、改正後の第21条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱委員の特定の性別が委嘱委員数の10分の6を超過しないよう〔定めた規定は〕、2017年12月31日までに段階的に施行する。

第3条（両性平等政策基本計画に関する経過措置）

この法律施行の際、従前の「女性発展基本法」第7条の規定による女性政策基本計画

(38) 「박물관 및 미술관 진흥법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0736&PROM_DT=20140114&PROM_NO=12248〉

は、改正後の第7条の規定による両性平等政策基本計画とみなす。

第4条（両性平等政策責任官に関する経過措置）

この法律施行の際、従前の「女性発展基本法」第12条の規定により指定された女性政策責任官は、改正後の第13条の規定により指定される両性平等政策責任官とみなす。

第5条（女性発展基金に関する経過措置）

この法律施行の際、従前の「女性発展基本法」第29条の規定により設置された女性発展基金は、改正後の第42条の規定による両性平等基金とみなす。

第6条（韓国両性平等教育振興院に関する経過措置）

この法律施行の際、従前の「女性発展基本法」第21条の4の規定による韓国両性平等教育振興院は、改正後の第46条の規定による韓国両性平等教育振興院とみなす。

第7条（女性人材開発センターに関する経過措置）

この法律施行の際、従前の「女性発展基本法」第33条第3項の規定により指定を受けた女性人材開発センターは、改正後の第47条第2項の規定により指定を受けた女性人材開発センターとみなす。

第8条（一般的経過措置）

この法律施行の際、従前の「女性発展基本法」の規定による処分及び手続その他の行為であって、この法律に該当する規定がある場合には、この法律の規定により行ったものとみなす。

第9条（他の法律の改正）

- ① 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「女性発展基本法」第17条の2を「両性平等基本法」第31条に改める。

- ② 経歴断絶女性等の経済活動促進法の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「女性発展基本法」第11条の規定による女性政策調整会議（以下「女性政策調整会議」という。）を「両性平等基本法」第11条の規定による両性平等委員会に改める。

- ③ 国家財政法の一部を次のように改正する。別表2中第36号を次のように改める。

36 「両性平等基本法」

- ④ 法律第12550号性売買防止及び被害者保護等に関する法律全部改正法律の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「女性発展基本法」第17条の2を「両性平等基本法」第31条に改める。

- ⑤ 法律第12328号性暴力防止及び被害者保護等に関する法律一部改正法律の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「女性発展基本法」第17条の2を「両性平等基本法」第31条に改める。

第10条（他の法令との関係）

この法律施行の際、他の法令において従前の「女性発展基本法」又はその規定を引用している場合には、この法律中該当する規定があるときは、従前の「女性発展基本法」又はその規定を読み替え、この法律又はこの法律の当該規定を引用したものとみなす。

附則（政府組織法）〈法律第 12844 号、2014 年 11 月 19 日〉⁽³⁹⁾

第 1 条（施行日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第 6 条の規定により改正される法律中、この法律の施行前に公布されたが、未だ施行日が到来していない法律を改正した部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条（他の法律の改正）

第 1 項から第 207 項まで省略

第 208 項 両性平等基本法の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「安全行政部長官」を「行政自治部長官」に改める。

第 209 項から第 258 項まで省略

第 7 条 省略

（きくち ゆうじ）

(39) 両性平等基本法は、2014年11月19日に公布された政府組織法一部改正法律の附則により他法改正されたため、同附則が引用されている。ただし、引用された同附則のうち、両性平等基本法の改正と関係ない条文は省略されている。